

消費者相談窓口とは？

- 消費生活相談員が、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いします。相談内容によっては他の相談窓口を紹介させていただく場合があります。
- 相談は、町内在住・在勤・在学の方が対象です。
- 相談は、無料・秘密厳守です。

ご相談の前にご確認ください(Q & A)

Q 相談を受ける時に、何から話せばいいのかわからない。

A 消費生活相談員が相談内容を伺います。事実関係をできるだけ正確にお話してください。
契約トラブルの場合は……

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> きっかけ (電話・来訪・通信販売) | <input type="checkbox"/> いくらで (契約金額・いくら払ったか) |
| <input type="checkbox"/> いつ (契約日) | <input type="checkbox"/> どこで (販売会社・クレジット会社) |
| <input type="checkbox"/> どこで (家で・店で) | <input type="checkbox"/> どうしたいか (契約をやめたい・返品したい) |
| <input type="checkbox"/> 何を (契約商品・サービス名) | など |

◎ 連絡先 ◎

役場産業振興課 ☎2-2455
消費者ホットライン (局番なし) 188



こんにちは

八雲警察署です



このハガキは詐欺です。
欺されないでね。

未だに詐欺のハガキが届いているよ。
詐欺ハガキの中には保護シールの貼っている詐欺ハガキもあるよ。
絶対に欺されないでね。
不審なハガキや電話が来たら、警察に相談してね!!



※注意
ここに絶対に電話しないで下さい。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方が利用されていた契約会社ないし、運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)288 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。原告側の主張は全面受理され、執行官立ち会いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問い合わせ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただけますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年○月○日
法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-6372-xxxx
受付時間 9:00~20:00 (日、祝日除く)

株式会社 光設備サービス (有料広告) 長万部町高砂町411-345 TEL(2)3937

給湯機器・ユニットバス・水洗トイレ・洗面化粧台・FFストーブ
エアコンの各設備、設計施工を承ります!

毎日の生活をより快適に!
お気軽にご相談ください。

